

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 22 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

久保ノ内地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 12 月 22 日（当初作成）

平成 27 年 9 月 17 日（第 1 回目見直し）

平成 28 年 10 月 18 日（第 2 回目見直し）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 0 経営体

個人 4 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

独自ブランドの長沼梓衝米の販売戦略を強化し、ブランド力を更に向上させる。

それにより付加価値を上げることで農業経営の魅力を高め、地域の後継者 3、4 人を育成し、将来にわたり安定した地域農業の継続を目指す。